

指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面新旧対象表

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>(6) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が<u>(削除)</u>大幅に上昇又は<u>(削除)</u>下落した場合には、原則として、取引を一時中断(削除)する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。</p> | <p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>(6) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が<u>現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の1/2。)</u>する場合には、原則として、取引を一時中断(15分間)する制度(サーキットブレーカー制度)が設けられています。</p> |
| <p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p>(5) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が<u>(削除)</u>大幅に上昇又は下落<u>(削除)</u>した場合には、原則として、指数先物取引が一時中断<u>(削除)</u>されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。</p> | <p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p> <p>(5) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が<u>現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の1/2。)</u>する場合には、原則として、指数先物取引が一時中断<u>(15分間)</u>されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。</p> |